

○大場委員 オフィスビルにおけるエネルギー利用の効率化、また、最適化に向けた取り組みについて伺います。

東京のCO₂排出量を部門別に見ますと、オフィスビルなど業務系施設からの排出量が最も大きく、約四割を占めております。また、業務系施設全体の延べ床面積を比べてみると、オフィスビルが、学校、店舗などの他用途に比べて突出して大きいという特徴があります。

このような東京の地域特性を踏まえ、東京のCO₂排出削減を推進するためには、オフィスビルにおける省エネ、節電対策の継続的な実践が不可欠であり、オフィスビルの中でも、自社利用のビルに比べ取り組みが困難とされるテナントビル、特に中小規模のテナントビルの取り組みへの支援が求められます。

こうした中、都は、平成二十五年度予算案に、中小企業が所有する中小規模のテナントビルへのエネルギー管理システム、いわゆるBEMS——ビルディング・エネルギー・マネジメント・システムの略——の導入を支援する、約三億円の新たな補助事業を盛り込みました。

BEMSは、エネルギーの利用の見える化を進めるだけでなく、照明、空調のきめ細かな制御、調整を可能とするシステムであり、さまざまな事業者が業種、業態を変えてサービスの提供を始めています。

最近では、インターネット回線を通じたクラウド術を活用し、専門の事業者の遠隔監視により省エネ、節電を行うなど、初期投資を抑えつつ技術的な支援が受けられるようになっていきます。

都は、この補助事業によりBEMSの普及を加速化させ、中小ビルの省エネ、節電対策のレベルアップを図るべきと考えますが、まずは都内の中小ビルでのBEMS導入の現状と都の認識を伺います。

○松下環境政策担当部長 二〇一〇年に業界団体が実施した調査によれば、東京における中小ビルへのBEMSの導入率は九%にすぎず、九〇%以上が未導入という状況でございます。

都はこれまで、二〇一〇年四月に導入した地球温暖化対策報告書制度等を活用し、テナントビルも含む中小規模事業所への省エネ、節電のノウハウの提供や技術支援に努めてまいりました。

BEMSは、事業所において賢い省エネ、節電を実践する上で有効なツールでありまして、都は、ご指摘の新たな補助制度を活用し、BEMSの導入と専門のエネルギー管理サ

ービス提供事業者による技術的な支援を活用した省エネ、節電を誘導してまいります。

○大場委員 都はこれまでも、地球温暖化対策報告書制度等を活用して中小ビルの実態把握に努めてきたとのことですが、中小テナントビルにおける省エネ、節電を推進するためには、ビルオーナー側が抱える課題を解決することが必要だと考えます。

都は、中小テナントビルの省エネ、節電対策がなかなか進まない理由をどのように分析し、この補助事業によってどのように改善していくおつもりなのか伺います。

○松下環境政策担当部長 中小テナントビルにおける省エネ、節電対策が進まない要因としては、テナントごとの細かなエネルギー使用データが把握できないこと、専門の技術者がいないこと等の課題がございます。

BEMSの導入によって、テナント別のエネルギー使用データに基づくテナント専用部に踏み込んだ省エネ、節電対策が可能になること、専門のエネルギー管理サービスを提供する事業者のサポートによる賢い省エネ、節電が可能になること等の具体的な効果が見込まれております。

このように、エネルギー使用量の見える化によるデータの共有にとどまらず、テナントごとのエネルギー使用の実態に即した照明、空調等の効率的な運転により、中小テナントビルの省エネ、節電の実践を支援してまいります。

○大場委員 中小テナントビルの現状と、その補助事業の意義はよくわかりました。

BEMSの導入に対しては、国も今年度から補助事業を設けていると聞いております。

今回の都の補助事業の特徴はどこにあるのか、また、国の補助事業との関係も含めて伺います。

○**松下環境政策担当部長** 今回の都の補助事業は、さまざまな事業所の中でも、特に省エネ、節電の取り組みが進んでいない中小規模のテナントビルに焦点を当てた施策でございます。

国の補助との併給が可能でございまして、合算すれば、BEMS導入に係る設備費、工事費の四分の三、最大五百万円が補助されるなど、きめ細かな計測、制御によるスムーズな省エネ、節電を促す十分な支援と考えております。

都は、補助対象事業者に対して、地球温暖化対策報告書の提出を条件として、エネルギー使用データの分析に努めることや、BEMS設置から一定期間経過後に都の省エネ診断の受診を必須とし、BEMS設置による効果検証を行うなど、国にない独自の取り組みを求め、BEMS導入効果を確実なものとしてまいります。

○**大場委員** 今回の補助制度が積極的に活用され、都内の中小テナントビルの省エネ、節電対策がさらに一歩進むよう、業界団体等と一体となって取り組みを進めていってほしいと思います。

これまで中小規模のテナントビルに焦点を当てて質疑を進めてまいりましたが、次に、比較的大規模なテナントビルについて伺います。

都は、世界に先駆けて導入したキャップ・アンド・トレード制度において、CO₂の削減義務のある大規模ビルのテナントには、ビルオーナーへの協力義務を課し、さらに一定規模以上の大規模なテナントには独自の計画書の作成と都への提出を義務づけるなど、実効性を高める工夫をしてきました。

その結果、大規模テナントビルでは、東日本大震災後の電力不足に際しても、テナントとオーナーの協力のもと、大きな混乱もなくスムーズに節電が進んだことは特筆に価する成果であると思います。まさにテナントビルにおける省エネ、節電対策の見本として、十分に中小テナントビルの参考になる実例であると考えます。

こうした取り組みに加え、都は平成二十五年度予算案の中で、比較的大規模なテナントビルを対象に、経済的なインセンティブを使ってテナントに節電を促す仕組みである電力デマンドレスポンス実証事業を掲げています。

そこで、本**実証事業の意義と求める成果について**伺います。

○**松下環境政策担当部長** 電力デマンドレスポンスは、夏の午後など電力の需要が集中す

る時間帯の電気料金単価の引き上げや、節電に取り組んだテナントに協力金をお支払いする等の方法で経済的なインセンティブを付しまして、電力の需要を調整する仕組みでございます。

本事業では、テナントビルでの電力デマンドレスポンス実践のために、既にBEMSが導入されているテナントビルにおきまして、省エネ、節電に対する協力金や課徴金等のインセンティブのあり方ですとか、電力需要の逼迫度に応じて優先順位を決めた対策メニューや実施手順、フロー等を作成しまして、夏、冬に実際に対策を実施いたしまして、その効果の検証を行います。

この取り組みによりまして、都内のテナントビルにおいて、デマンドレスポンスの実施に向けたオーナーとテナントの間の合意形成の円滑化を促しまして、電力の需給バランスの変動にも機動的に対応できるオフィスの普及を図ってまいります。

○大場委員 実証事業の意義はわかりました。オフィスビルが多数集積している東京ならではの成果をぜひとも残してほしいと思います。

デマンドレスポンスの実証事業は、国の補助金を活用して北九州市や横浜市などでも行われていますが、実証期間終了後の実施主体等は決まっていないと聞いております。せっかくの取り組みを一過性の実験で終わらせてしまつては、余りにももったいない話です。

都は、今回の実証実験の成果を今後どのように生かしていくのか伺います。

○松下環境政策担当部長 例えば北九州市の実証実験では、実験エリア内にあります住宅や事業所を対象といたしまして、電力需要ピーク時間帯の電気料金単価に最大十倍の価格差をつけまして電力使用量の変動効果を測定しております。

ですが、この方法は、テナントビルでは、こうした電力料金単価の引き上げというのはテナントさんの理解をなかなか得られないということで導入が難しいのが実情でございます。

都の今回の実証事業では、先ほども申し上げたオーナーとテナントが合意形成の上で節電に取り組めるような具体的なデマンドレスポンスの内容を公募により五件程度選定いたしまして、仕組みの妥当性、普及性、電力の削減効果、テナントへのインセンティブのあり方等を評価するとともに、本事業終了後もデマンドレスポンスを継続的に運用できる可能性も評価いたします。

本実証事業を通じまして、テナントビルにおける電力デマンドレスポンスの実践的な活用モデルの提示を目指してまいります。

○大場委員 今回のテナントビルに焦点を当てた都の取り組みの先進性が理解できました。都が昨年五月に策定した省エネ・エネルギーマネジメント推進方針の中で述べているように、東日本大震災後の経験を踏まえ、東京における省エネルギーの取り組みは新たな段階に入っています。

今後は、これを着実に定着化させつつ、より一步上のレベルを目指していくことが必要と考えます。スマートエネルギー都市の実現に向けた第一歩として、今回のテナントビルを対象とした事業がより実あるものとなるよう精力的に取り組まれることを要望して、私の質問を終わります。